

建設教育訓練助成金(技能実習-賃金助成)支給申請書

労働局長 殿
(公共職業安定所長経由)

建設教育訓練助成金(技能実習-賃金助成)の支給を受けたいので申請します。

(申請年月日)平成 年 月 日

申請者情報欄: ① (フリガナ) 建設事業主等の名称、代表者の役職名及び氏名、所在地、(フリガナ) 代理人の名称、代表者の役職名及び氏名、所在地、(フリガナ) 印、(フリガナ) 印、③ 事業内容、イ 雇用保険適用事業所番号、ロ 業種、ハ 常用労働者 人(人)、ニ 資本金・出資総額 万円、ホ 雇用保険料率 1,000分の

④ 実習内容: 1: 建設工事に直接関連する実習、2: 特別教育、3: 有資格者に対する再訓練、4: 技能検定前講習、5: 別に指定する教習・技能講習、6: 危険再認識教育、7: 登録基幹技能者講習、8: 別に指定する技能検定等、具体的内容、イ 建設業許可大臣番号知事、ト 雇用管理責任者の氏名及び員数 他人、⑤ 送金先

⑥ 実施日数・期間: 平成 年 月 日~平成 年 月 日(日間)、イ 取引金融機関店舗名

⑦ 訓練時間: 学科 時間 実技 時間、銀行 支店

⑧ 実施場所: 学科 イ 名称 電話、ロ 所在地、実技 イ 名称 電話、ロ 所在地、ロ 預金の種類・番号、当座 No. 普通、ハ (フリガナ) 名義人名

⑨ 主催者名、⑩ 受講者数 人、⑪ 受講者本人の負担額 円、⑫ 本事業を実施するに際し公共機関からの補助の有無 (名称: )、有・無、⑬ 過去3年間の不正受給の有無 有・無

⑭ 受講者(受検者)名簿及び支給申請内訳

Table with 14 columns: No., 受講者(受検者)氏名, 受講(受検)日数(1日3時間以上), 雇用保険の被保険者資格の有無, 通常賃金助成金(賃金)の金額, 助成日額, 受講(受検)期間中に賃金を支払った日数, 申請額, ※算定額, 受講者(受検者)の氏名 No., 実施年月日(実施時刻), 学科時間, 実技時間. Includes a total row (合計).

⑮ ⑭ 受講(受検)証明: 上記の者は、当協会(所)が実施した技能実習等の受講者(受検者)であり、上記の受講日(時間)の数を受講(受検)したものであることを証明します。証明年月日 平成 年 月 日 実施機関等名 代表者氏名

※労働局・安定所処理欄: [A] 労働保険料の滞納状況 (安定所) [局], [B] 過去の不正受給の有無, [C] 労働関係法令違反の有無, ●支給申請書受理年月日 平成 年 月 日, ●支給決定年月日 平成 年 月 日, ●支給決定番号, ●支給決定金額 円, 備考: 労働局決裁欄 (局長) (部長・) (課長・) (補佐・) (係長・) ( ), 安定所決裁欄 (所長) (部長・次長) (課長・統括) (職業指導官) (担当)

(注) 1. この申請書を提出する時は、裏面の注意事項を参照して下さい。 2. ※印欄は、記入しないで下さい。

## 建設教育訓練助成金（技能実習 - 賃金助成）の支給申請について

### 1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金（技能実習-賃金助成）支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、次の中小建設事業主がその雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限られます。）に別に指定する技能実習等（以下「技能実習等」といいます。）を所定労働時間内に受けさせ、その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った場合に支給される技能実習（賃金助成）の支給申請を行うときに所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）長に提出するものです。
  - イ 元請中小建設事業主が実施した1日3時間以上の技能実習等をその雇用する建設労働者に受けさせた当該元請中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）
  - ロ 中小建設事業主団体が実施した1日3時間以上の技能実習等を、その雇用する建設労働者に受けさせた中小建設事業主団体の構成事業主（以下「構成事業主」といいます。）又はその下請中小建設事業主
  - ハ その雇用する建設労働者に別に定める労働安全衛生法に基づく教習若しくは技能講習、危険再認識教育、登録基幹技能者講習、技能検定等を受けさせた中小建設事業主
- (2) 前記(1)の「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。
- (3) 1人1日当たりの助成金の額は、技能実習等を受けさせた日に当該建設労働者に支払われた通常の賃金の額に相当する額として管轄労働局又はハローワークが別に定めるところにより算定した額（ただし、2記入上の注意(6)のイに記載されている額を限度とします。）です。
- (4) この申請書は、技能実習等を終了した日の翌日から原則として2ヶ月以内に管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (5) この申請書には、平均賃金日額等算定書（別様式第12号）及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写）又は「労働保険料等納入通知書」（写）、賃金台帳（写）並びにその他管轄労働局長が必要と認めるものを添付して下さい。また委託技能実習（教習、技能講習）、危険再認識教育又は登録基幹技能者講習の場合、登録教習機関等が発行した「修了証」（写）も添付して下さい。

### 2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。
- (2) ③「事業内容」欄は、次により記入して下さい。
  - イ ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
  - ロ ハ「常用労働者」欄は、当該企業の常用労働者数を、また、（ ）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。  
なお、常用労働者とは、常時使用する労働者として雇い入れられた者であり、短期間就労者、臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等（当該事業主に継続して2ヶ月以上雇用されている者及び継続して2ヶ月以上雇用されることが予定されている者を除く。）を除きます。
  - ハ ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
  - ニ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (3) ④「実習内容」欄は、建設労働者に受けさせた技能実習等を○印で囲んで下さい。なお、下段に具体的な内容を記入して下さい。
- (4) ⑤「送金先」欄のロは、当座又は普通の別及び口座番号を記入して下さい。
- (5) ⑩「受講者本人の負担額」欄は、労働者から徴収する受講料は原則として無料ですが、一部負担させた場合は、その額を記入して下さい。
- (6) ⑭「受講者（受検者）名簿及び支給申請内訳」欄は、次に留意のうえ技能実習等を受けさせた建設労働者の氏名、受講日数等所要の事項を記入して下さい。
  - イ 「助成日額」欄は、1日につき支払った賃金の額に相当する額として別に定めるところにより算定した額（平均賃金日額等算定書により算定した額）（7,000円を限度とします。）を記入して下さい。
  - ロ 「受講（受検）期間中に賃金を支払った日数」欄は、受講（受検）期間中に賃金を支払った日数（20日を限度とします。）を記入して下さい。
  - ハ 「申請額」欄は、「助成日額」に「受講（受検）期間中に賃金を支払った日数」を乗じて得た額を記入して下さい。
- (7) ⑮①、②「受講（受検）証明」欄は、中小建設事業主が技能実習等をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、又は団体等が実施した技能実習等にその雇用する建設労働者を派遣して受けさせた場合、当該実施機関等の受講（受検）証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10:00~17:00）、学科時間、実技時間について当該実施機関等の証明を受けて下さい。
- (8) ※印欄は、記入しないで下さい。

### 3 その他

- (1) この助成金の支給に当たって建設事業主は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
  - イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
  - ロ 過去3年間に雇用保険二事業に係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 管轄労働局又はハローワークは、この助成金に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した申請書等の写し、添付書類の原本、労働者名簿、賃金台帳及び就業規則、労働契約書又は雇入通知書の写しを支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。